平成２４年（フ）第２５３号
神奈川県平塚市田村７丁目７番40号
債務者　加護美奈子
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１８９号
新潟市東区竹尾792番地12　竹尾ハイツ101、前住所新潟市東区山木戸２丁目３番24号コーポラベンダー202号
債務者　熊谷　由香
1　決定年月日時　平成24年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１９号
新潟県上越市五智新町10番12号
債務者　飯吉ひとみ
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第３２号
新潟県糸魚川市寺島２丁目10番22号
債務者　有野　公樹
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第３５号
新潟県上越市大字四辻町642番地
債務者　涌井　　功
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第３６号
新潟県上越市藤新田１丁目９番７－２Ｂ号富士マンション２Ｂ号
債務者　清水　善範
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第９４７号
名古屋市緑区藤塚３丁目202番地　エトワール201号
債務者　園田　有佳
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０９号
愛知県江南市般若町東山405番地２
債務者　佐橋　有斗
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１１５号
香川県高松市生島町108番地６　丸山アパート３号室
債務者　三谷美智子
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１１３号
長崎県長崎市金堀町17番２号　古賀アパート201号、旧住所長崎市大浜町473番地１
債務者　吉永　貴雄
1　決定年月日時　平成24年５月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２５号
長崎県長崎市片淵５丁目１番２号　コーポ浦川206、住民票上の住所長崎県長崎市諏訪町５番８号　ベガビル諏訪201号
債務者　小野　雅洋
1　決定年月日時　平成24年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１３５号
長崎県西彼杵郡長与町三根郷53番地13
債務者　高江洲栄子
1　決定年月日時　平成24年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１３６号
長崎県長崎市三芳町９番30号　サンシャイン三芳205号
債務者　狭間　正晴
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１３８号
長崎県長崎市平山町741番地２
債務者　谷川　　香
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１４１号
長崎県長崎市本河内３丁目22番18号
債務者　小森　久子
1　決定年月日時　平成24年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７１号
北海道苫小牧市住吉町１丁目４番３－304号
債務者　小笠原弘美
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第３１１号
仙台市泉区北中山４丁目39番地の16　グランドールＢ104
債務者　濱本　美和（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係